

令和7年度

京の若手職人「京もの認定工芸士」 募集要領

未来の伝統産業を担う若手職人を対象に、広く作品を募集し、応募作品を制作した者の中から、特に技術に優れ、意欲ある者に京の若手職人「京もの認定工芸士」の称号を授与します。

これにより、さらなる技術の向上を促し、技術の継承と人材育成を図ります。

応募資格

- ① 京もの指定工芸品の製造に従事していること。
- ② 京もの指定工芸品の製造に、5年以上携わっていること。
※基準日は、令和7年4月1日現在
※京都伝統工芸大学校の在籍期間を含めることができる。
- ③ 京もの指定工芸品を製造する技術を有していること。
- ④ 年齢が40歳未満であること。
※基準日は、令和7年4月1日現在
- ⑤ 京もの指定工芸品の製造に係る伝統的な技術・技法の維持、向上及び継承産地振興に意欲を持っていること。ただし、次のものを除く。
※禁固刑以上の刑の執行後2年を経過しない者
※京もの認定工芸士の登録抹消から2年を経過しない者

対象となる応募作品

- ① 京もの指定工芸品又は京もの指定工芸品の製造に係る伝統的な技術・技法により制作した作品
- ② 応募者が直接かかわった工程については、大半が手仕事であること。
- ③ 中間工程の技術を用いたものについては、その技術がよくわかる作品
(詳しくは、メール又は電話でお問い合わせください。)
- ④ 1人1作品(複数名で1作品の応募はできません。)
※応募作品以外の、普段制作されている作品についても、応募書類(別紙2)にてPRしてください。
- ⑤ 未発表作品に限る。

応募方法

以下の提出物について、期限までに提出してください。

提出期限：令和7年9月10日（水）午後5時必着まで

●応募書類

- ・応募票（別紙1）
- ・応募作品等概要（別紙2）
- ・実務経験証明書（別紙3）
- 〔・応募資格の「京もの指定工芸品製造の従事期間」に、京都伝統工芸大学校の在籍期間を含める場合は、京都伝統工芸大学校の卒業証書の写し〕

●PR映像

別添の「PR映像撮影要項」に従って撮影し提出してください。

（撮影が困難な場合は、京都府職員が工房等を訪問し撮影しますので、別途御相談ください。）

○提出方法

下記提出先まで、メール、郵送又は持参

※メールでご提出の場合、実務経験証明書（別紙3）は押印後のスキャンデータを添付して下さい。郵送又は持参の場合は、原本をご提出ください。

※PR映像は、ファイル転送サービス等を利用し、メールでご提出ください。

○提出先

【メール】 senshoku@pref.kyoto.lg.jp

【郵送・持参】 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府 商工労働観光部 染織・工芸課 稲垣 宛

※持参の場合は、平日の午前9時～午後5時の間にお越しください。

審 査

「京都府伝統と文化のものづくり産業振興審議会表彰等審査部会」において、審査を行います

日 程：令和7年11～12月（予定）

場 所：京都府公館（京都市上京区烏丸通一条下ル龍前町590-1）（予定）

※京もの指定工芸品の製造に係る工程や技術・技法が特定できない場合、審査対象外となる可能性があります。

※応募作品等概要（別紙2）に記載いただく、普段制作されている作品（応募作品以外）についても、審査の対象となります。

※審査前に応募書類に基づいたヒアリングを職員により行います。

※審査部会への応募作品の搬入・搬出日程は、別途お知らせします。

※選考結果は、応募者全員に文書で通知します。

称号授与式

認定された方には、京都府伝統と文化のものづくり産業振興条例に基づき、次代を担う人材として、京の若手職人「京もの認定工芸士」の称号を授与します。

日 程：令和8年2月（予定）

場 所：京都府公館（予定）

作品展

選考の結果、認定された方は、これまでに認定された京の若手職人「京もの認定工芸士」との合同作品展を開催しますので、出展をお願いします。（認定の翌年度）

日 程：令和8年秋頃（予定）

場 所：京都府京都文化博物館（予定）

※京の若手職人「京もの認定工芸士」は、登録後5年間、知事が指定する展示会（作品展）に自らが製造、又は加工した京もの指定工芸品を出展していただくこととなります。

※展示会（作品展）の出展については、例年5月頃に詳細をご案内いたします。

◆問い合わせ及び応募票等提出先

京都府 商工労働観光部 染織・工芸課 稲垣 宛

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

TEL 075-414-4858（直通）

FAX 075-414-4842

電子メール senshoku@pref.kyoto.lg.jp

◆応募票(データ)ダウンロード先

メールで提出される方は、応募票データを以下の URL または QR コードからダウンロードください。

<https://www.pref.kyoto.jp/senshoku/kyomononinteikougeishi-kaisetsu.html>



◇京ものの指定工芸品とは

京都府伝統と文化のものづくり産業振興条例に基づき、次の要件を満たすものとして京都府知事が指定した34品目（一覧表）の伝統工芸品をいいます。

- ① 製造工程の主要部分が手工業的な方法又は手工業的な方法を応用した方法により製造されるものであること。
- ② 伝統的な技術又は技法により製造されるものであること。
- ③ 伝統的に使用されてきた原材料が主たる原材料として用いられ、又は伝統的に使用されてきた意匠が用いられ、製造されるものであること。

「京ものの指定工芸品」一覧

西陣織 京鹿の子絞 京友禅 京小紋 京繡 京くみひも 京黒紋付染 京仏壇 京仏具 京漆器 京指物 京焼・清水焼	京扇子 京うちわ 京石工芸品 京人形 京表具 京房ひも・撚ひも 京陶人形 京都の金属工芸品 京象嵌 京刃物 京の神祇装束調度品 京銘竹	京の色紙短冊和本帖 北山丸太 京版画 丹後藤布 黒谷和紙 丹後ちりめん 京たたみ 京印章 京七宝 京竹工芸
--	--	--

◇京の若手職人「京もの認定工芸士」とは

京都の伝統産業を支える技術の継承と、次代を担う人材の育成を図るため、京都府伝統と文化のものづくり産業振興条例に基づき、次の要件を満たす職人さんに対して京都府知事が授与する称号です。

- ① 京ものの指定工芸品を製造することができる技術を有し、現にその製造に従事していること
- ② 京ものの指定工芸品の製造に5年以上携わっていること